平成２４年（フ）第１９１号
北海道旭川市大町２条12丁目66番地の49　フロンティア106号
債務者　鈴木まさみ
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９５０号
神奈川県高座郡寒川町一之宮３丁目32番24号
債務者　笹木　義隆
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０３１号
横浜市港南区日限山４丁目14番８号
債務者　木村　隆子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０７３号
神奈川県藤沢市善行４丁目3669番地の２　パンシオン善行Ｎｏ１―103
債務者　本間　幸美（旧姓桐谷）
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０７５号
横浜市西区浅間町３丁目175番地　三金ハイツ408号
債務者　松井幸子こと　ＭＡＴＳＵＩ　ＹＵＫＩＫＯ
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１０１号
神奈川県藤沢市遠藤627番地の１　ロイヤルパレス湘南102
債務者　小田原哲也
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１０２号
神奈川県藤沢市遠藤627番地の１　ロイヤルパレス湘南102
債務者　小田原美津江
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２１１号
横浜市泉区上飯田町2670番地　県営いちょう団地21棟101号
債務者　飯田美和子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１７１号
千葉県木更津市太田１丁目11番21号
破産者　株式会社ケーアイ・システムズ
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１８８号
千葉市若葉区若松町73番地53、開始決定時の住所千葉県佐倉市稲荷台１丁目24番地22
破産者　田原　　弘
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１８９号
千葉市若葉区若松町73番地53、開始決定時の住所千葉県佐倉市稲荷台１丁目24番地22
破産者　田原　晴美
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１４号
千葉県茂原市茂原1091番地２
破産者　北陵エンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第５６号
神奈川県三浦市初声町下宮田758番地８
破産者　有限会社高千穂塗装
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第８号
静岡県富士市元町７番３号
破産者　望月建設株式会社
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２００号
静岡県富士市松岡2428番地
破産者　影山合金有限会社
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２７６６号
名古屋市緑区大高町字西丸根28番地の１
破産者　有限会社ダイヤテック東海
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４５６号
名古屋市天白区島田黒石516番地
破産者　有限会社高木
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５８７号
広島市東区中山鏡が丘９番26号
破産者　西東　修一
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部